



令和元年度 九州ブロック担当者会同

社会事業部会議事録

長崎会 社会事業部長 高比良 航

令和元年度九州ブロック担当者会同 社会事業部会議事録

座長 長崎会 社会事業部長 高比良 航

番 号	議 題 内 容	ページ番号
1	空き家対策について	2～3
2	所有者不明土地問題について	4～5
3	全国一斉無料相談について	6～7
4	出前授業について	8～9
5	災害協定・災害時等危機管理マニュアルについて	10～11
6	筆界調査員について	12～13
7	狭あい道路解消の問題について	14～15
8	公嘱協会との関係について	16～17
9	土地家屋調査士インターンシップについて	18～19
10	資料センターについて	20～21
11	廃業した会員が有する業務に関する情報について	22～23
12	筆界特定制度とADRとの連携について	24～25
13	認定調査士の取得状況について	26～27
14	社会事業部の事業について	28～29

令和元年度九州ブロック担当者会同 社会事業部会議事録

座長 長崎会 社会事業部長 高比良 航

1	議 題	空き家対策について
提案理由	熊本会	熊本市にて審議会に委員として参加しておりますが、今のところこれといって動きがありません。他県会の実情を教えてください。
	佐賀会	特筆するような事例、土地家屋調査士が活躍中の案件ありますか。
	大分会	大分会では18市町村中10市町村の協議会に参加していますが調査士としての活躍ができていないと感じています。各会の状況を教えてください。
	沖縄会	沖縄県では那覇市、宜野湾市、宮古島市が対策委員会を設置し、各市へ委員として調査士を派遣しておりますが、その他の市町村の動きは未だ見えません、各単会の動向はいかがでしょうか。
長崎会	長崎会においても、同様に各市町の動向を注視しているだけとなっております。	
佐賀会	佐賀会において、県内過半数の市町にて、協議会に参加しております。又、鳥栖市においては、事案に対する協力（相談）という形で、業務提携を結びました。今のところ特段の動きはありません。	
福岡会	福岡会では業務部が担当しております。	
宮崎会	<p>当会では業務部・研修部にて対応しています。当会では、研修を行っています。また、地元紙の特集記事で本議題と同様の内容が特集されていたため、当会の児玉副会長が取材を受け、当会での取り組みについて説明を行い、紹介していただけよう要望しました。</p> <p>取材では、調査士カルテMapで所有者不明、空き地空き家登録を行なう取り組み、計画に興味を示してくださり、さらに業務を行った調査士が不動産の詳しい事情を知っていることから、官公署、国民が利用できるのではと関心を持っていただきました。</p> <p>二度にわたり詳細説明を求められています。このほか、社会事業部として他会で行われている事例・協議などありましたらお教えいただきたい。</p>	

<p>鹿児島会</p>	<p>昨年は、鹿児島県内（鹿屋市）で1ヶ所代執行事例があったと報告され、当該自治体に本会会員の派遣はあったが、特に調査士として深く関わったとの報告はなかった。</p> <p>市町村の空き家等対策協議会には、現在8市町に会員を派遣しているが、基本的には各支部対応である。</p> <p>県の協議会は年1回開催され、本会は業務部で対応している。</p> <p>今後の問題として、各自治体の条例等による協議会の業務がバラバラであり、支部対応では状況が見えにくいので、本会による派遣会員の協議会を開催して情報収集を行い、より深い知識を勉強したうえで、調査士としての提言を参加各自治体に行っていきたい。</p>
<p>沖縄会</p>	<p>沖縄県では現時点で上記3市が対策審議会を立ち上げております。</p> <p>他市町村の動きは見えません。</p> <p>ちなみに宮古島市においては年に2～3回会議をした実績はありますが具体的に動くまでには至っておりません。</p> <p>委員会構成は国立大学准教授、弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、法務局宮古島支局長、等です。</p>
<p>まとめ</p>	<p>各会においても特段調査士の活用案件は無いとの事でしたが、福岡会においては直接県に対して土地家屋調査士の活用等の働きかけを行う事で、数多くの市町村の委員会に参加しているとの報告があった。</p> <p>また、様々な業務に関係する調査士ならではの目線を生かしたアピールを行っているとの事でした。今後各会における検討課題となりそうです。</p> <p>また、空き家バンクに登録するために建物表題登記・保存登記が必要になるケースもあったとの報告もあった。</p>

2	議 題	所有者不明土地問題について
提案理由	長崎会	現在長崎地方法務局では、表題部における所有者探索員の試験運用中ではありますが、所有者不明土地問題について各会の取組みや、今後法務局から所有者探索員の要請があった際の、人員選定・確保について検討されている会があれば、ご教授ください。
	沖縄会	所有者不明土地問題について各単会で取り組まれていることがあれば内容についてご教授賜りたいです。
熊本会	長崎会と同様、法務局で表題部における所有者探索員の試験運用中です。要請があったときは積極的に対処したいと思っています。	
佐賀会	現在、1件の依頼を受託し植木総務部長が対応しています。今後本格的に運用が始まるとのことで、法務局より10名程度の推薦依頼がありました。各支部より選任し、推薦する予定です。これ以外の活動はありません。	
福岡会	業務部が担当しております。	
大分会	大分会では、所有者不明土地に関しては業務部が担当しています。今年度の二豊会（法務局と調査士会の協議会）で所有者不明土地の現状及び探索委員に任命される予定人数等について確認をする予定です。	
宮崎会	<p>当会では、業務部・研修部にて対応しています。</p> <p>所有者不明土地、空き地空き家の位置を調査士カルテMapに登録するように研修会で説明しました。</p> <p>現在、宮崎地方法務局でも、表題部における所有者探索員の試験運用中です。人員選定、確保について検討されている会があれば、当会での参考とさせていただきますので、ご教示ください。</p>	
鹿児島会	<p>所有者不明土地問題への解決策の一つとして「登記困難・防災委員会」を設置し、協議を開始した。</p> <p>自治体への登記困難問題、狭隘道路の隣地所有者問題等への対処・提言を行いたい。（公嘱協会、政治連盟役員も参加）</p>	

<p>沖縄会</p>	<p>所有者不明土地問題については調査士会へ試験的に一調査士が選ばれ表題部所有者探索の業務を行っております。</p> <p>沖縄県では所有者不明土地の主な要因として、相続未登記長期未了土地と表題部所有者不明土地で、相続未登記長期未了地については一部司法書士が法務局より受託し調査中のようです。表題部所有者不明土地については今年度中に法務局より探索員推薦依頼がある予定。</p>
<p>まとめ</p>	<p>現段階では各会とも法務局からの探索員推薦の依頼に応じる形で対応していく事を検討している。</p> <p>11月9日に鹿児島会と九州ブロック協議会と地積問題研究会の共催による研修会にて、表題部所有者不明土地問題について講演とパネルディスカッションが企画されているとの事なので、是非参加させて頂きたいと思います。</p>

3	議 題	全国一斉無料相談について
提案理由	大分会	<p>大分会では10支部がそれぞれ10会場で無料相談会を実施しており、昨年度の受付事件数が32件に対して、今年度は14件と半減してしまいました。</p> <p>理事より検証をする必要があるのではないか、との意見も出されたところですが各会の状況や対策を行っている会がありましたらご教授願います。</p>
	沖縄会	<p>沖縄会では7月31日に県下13会場を役所ロビー等に設置し、計57件の相談案件がありました。</p> <p>業務に結びついたかは微妙ですが、不安の解消には大いに貢献できていると思いますが、各会の相談会の実績はどのようになっていますか。</p>
熊本会	<p>デパートのレストラン街にて、2日間開催しました。</p> <p>2日間で6件の相談がありました。相談件数は少ないが、通りすがりに掲示パネルを熱心に見ていかれる様子も見受けられましたので一定の効果はあったものと思っております</p>	
長崎会	<p>長崎会においては6会場で開催し、相談件数は11件でした。</p> <p>ラジオCM、当会ウェブサイト、Twitter、Facebookで告知を行っております。</p>	
佐賀会	<p>県内7箇所において、実施しました。広報、案内として、テレビでのPR出演、新聞への広告掲載、各市町の広報誌への掲載等実施しました。18件</p>	
福岡会	<p>福岡会では広報部が担当しております。</p>	
大分会	<p>相談会場：10会場 相談件数：14件 昨年比－18件 相談内容 土地登記：1件 昨年比－4件 建物登記：2件 昨年比－1件 境界問題：4件 昨年比－14件 その他：7件 昨年比＋1件 相談会を知った方法 市報等：11件 昨年比－17件（6市役所の市報に掲載） 新聞：0件 昨年比－3件 ポスター：1件 昨年比－1件 人からの紹介：1件 昨年比－1件 その他：1件 昨年比±0件</p>	

宮崎会	<p>当会では、広報部が対応しています。 実績については、以下のとおりです。</p> <p>【30年度】</p> <p>8月8日 全国一斉不動産表示登記無料相談会（日調連） 27件（1会場） 10月7日 全国一斉法務局休日相談所 12件（4会場） 11月10日 宮崎県専門士業団体連絡協議会なんでも生活無料相談会 16件（3会場）</p> <p>【令和元年度】</p> <p>8月8日 全国一斉不動産表示登記無料相談会（日調連） 26件（1会場） 10月6日 全国一斉法務局休日相談室 6件（1会場） 11月2日 宮崎県専門士業団体連絡協議会なんでも生活無料相談会（3会場）</p>
鹿児島会	<p>鹿児島会では、各支部の支部長事務所にてのぼりを掲げ7月31日の前後数日間、無料相談を行った。</p> <p>告知・広報の問題もあり、全地域で相談件数0（ゼロ）であった。 担当は広報部で今後の開催方法、広報活動を検討すること。 また、SNS等の活用も検討している。</p>
沖縄会	<p>沖縄会では、今回の相談案件も例年並みの相談件数でした。</p>
まとめ	<p>毎年提案頂く案件であるが、各会で様々な対応を取られており、中には法務局の職員にも参加していただいている会もあった。</p> <p>全国一斉無料相談だけでなく、法務局主催の休日無料法律相談会や各行政機関主催の相談会・関係団体主催の合同相談会・各会独自の相談会等もある事から、今後は相談会全体に対する広報活動内容、開催会場の数、実績の検討を視野に入れていくべきと感じた。</p> <p>また、相談会の広報手段についてSNSを活用・検討している会もありました。</p>

4	議 題	出前授業について																
提案理由	熊本会	<p>熊本会では、専門士業連絡協議会をとおして熊本大学法学部にて2コマ講義(社会事業部)、九州測量専門学校にて講義(業務研修部)、地上絵プロジェクト時に(広報部)小学生を対象に行っています。他県会はどのような場所、方法で行われておられるか教えて頂きたい。</p>																
	宮崎会	<p>当会は、県内に小学校237校・中学校129校・高等学校37校を有し、今年度は小学校2校実施予定、高校1校からの打診があり、出前授業を予定している。</p> <p>本事業に関して、長崎会は各支部への本会付託事業として行われているようであるが、どのような取決めを元に行っているのかご教示いただきたい。</p> <p>また、他会でも同様の取り決めなどにより、事業をおこなっているのであればご教示いただきたい。</p> <p>加えて、事業を継続的に開催するために、開催校決定の基準や予算、日当など指針や基準などはどのように取り決めをされているのか、お教えいただきたい。</p>																
長崎会		<p>長崎会では広報部が担当しており、昨年度は佐世保市内の小学校と中学校に対し、公嘱協会と共催にて行い、佐世保市内の高校(県立鹿町工業土木技術科)に対し、佐世保支部・本会役員とで座学と測量技術講習を行っております。</p> <p>近年学校側の授業カリキュラムの変更等で、これまで出前授業を行っていた学校でも、実施できなくなってきた現状です。</p> <p>本会長崎支部においても、長崎工業高校に対して出前授業の話を進めておりましたが、前述のように出前授業の為の枠を確保出来なくなり、実現出来ませんでした。</p> <p>付託事業の取決めについては、実施した支部より報告書を提出してもらい、本会から実施支部に対し、日当を支払う形式を取っております。</p>																
佐賀会		<p>昨年より、工業高校にて出前授業を実施しております。</p> <p>好評で、継続、拡大して実施する予定です。</p> <p>今年は、同様に工業高校で12月に実施予定です。</p> <p>昨年は、担当副会長主導で実施しましたが、今年は広報部が担当しています。</p> <p>予算処置の内訳について</p> <table border="0"> <tr> <td>H30.11.7</td> <td>出前授業リハーサル</td> <td>日当旅費7名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11.9</td> <td>現地打合せ</td> <td>日当旅費4名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11.9</td> <td>当日</td> <td>日当旅費12名</td> <td>3日計123,350円</td> </tr> <tr> <td>H31.2.1</td> <td>唐津工高意見交換会</td> <td>日当旅費9名・懇親会招待</td> <td>70,000円</td> </tr> </table>	H30.11.7	出前授業リハーサル	日当旅費7名		11.9	現地打合せ	日当旅費4名		11.9	当日	日当旅費12名	3日計123,350円	H31.2.1	唐津工高意見交換会	日当旅費9名・懇親会招待	70,000円
H30.11.7	出前授業リハーサル	日当旅費7名																
11.9	現地打合せ	日当旅費4名																
11.9	当日	日当旅費12名	3日計123,350円															
H31.2.1	唐津工高意見交換会	日当旅費9名・懇親会招待	70,000円															

福岡会	<p>福岡会では、前年度までは九州大学・西南学院大学の2校で出前講座を行っていましたが、今年度は西南学院大学の1校で継続しております。</p> <p>授業は15コマで12名の講師で行っております。</p> <p>単位が取れる授業になっており、レポート提出の採点が講師にとっては結構負担になっているようです。</p>
大分会	<p>大分会は広報部が出前授業を担当しています。</p> <p>昨年度は、野津原小学校と日田林高校に出前授業を行いました。</p> <p>今年度は、日本文理大学で11月末に土地家屋調査士、宅地建物取引士、不動産鑑定士が合同で職業紹介講座を実施する予定です。</p> <p>開催高決定の基準は無いと思います。</p> <p>予算については、広報部が事業計画に基づいて調査士会の規定に則って旅費、日当の予算化しています。</p> <p>参加者の募集については広報部が担当支部長に依頼をしているようです。</p>
宮崎会	<p>現在、主に小学生を対象として授業を行っている。</p> <p>昨年、中学生を対象として同様の内容で、職業紹介プログラムとして出前授業を行いました。</p> <p>今後、高校・県内の大学等を対象に行っていきたいと考えています。</p>
鹿児島会	<p>鹿児島会では、小中高校への出前授業は実施していません。</p> <p>その他の出前授業では、専門士業各団体から鹿児島大学法学部に対し卒業後のキャリア選択として、土地家屋調査士業務の出前授業を行っています。</p> <p>また、刑務所受刑者にその後の資格取得支援として調査士会、弁護士会、司法書士会、弁理士会の4団体で出前授業を1コマずつ行っている。調査士会は受刑者へ測量士資格取得に向けての座学と測量実務の出前授業を行っています。</p> <p>(測量専門学校が閉校になり社会貢献として始めた。現在4年目です)</p>
沖縄会	<p>沖縄会では自ら発信する出前授業は行っておりません。</p>
まとめ	<p>各会それぞれ小中高校・大学等に対し出前授業や講義を行っているとの事でした。</p> <p>また、鹿児島会において、社会貢献活動として刑務所受刑者に対する測量士取得に向けた座学・測量実務の出前授業についても報告をしていただいた。</p> <p>各会が行っている出前授業の内容や、それに関する費用についても検討を行った。</p>

5	議 題	災害協定・災害時等危機管理マニュアルについて
提案理由	福岡会	<p>①個人事務所向け 室内の落下物・転倒物の予防や避難所までの経路等、ほぼ一般家庭の対策に似たものと考えられます。</p> <p>②県会事務局向け 県会事務局向けのマニュアルだと、県会が被災した時を想定するので緊急連絡網が機能しないことも考えられるし、膨大なデータが消失する可能性も考えられます。</p> <p>特に②県会事務局向けのマニュアルについての各会の作成状況および問題点とその解決策等を教えてください。</p>
	大分会	<p>①近年は災害による甚大な被害が多く発生しています。 今年には特に佐賀県が甚大な被害を受けたと思いますが、災害協定の基づく協力依頼があったのであれば、その内容を教えてください。 佐賀会様に限らず同様の依頼に基づき協力を行った会がありましたら教えてください。</p> <p>②大分会では、以前、災害協定によって住家の被害認定調査の協力を行いました。 その時に、公嘱協会が被害認定調査のマニュアルを作成していますが、内閣府の資料に基づいて作成したもので分かりにくいので、各会で被害認定調査のマニュアルを作成していたら、提供して頂けないでしょうか？</p>
熊本会	<p>専門士業連絡協議会で熊本県と災害協定を締結しております。 現在は、熊本市と締結に向けた調整が行われております その他に熊本県が開催する被害認定調査の研修会に参加しています。</p>	
長崎会	<p>長崎会においては、本会事務局向けの災害対策マニュアルも無ければ、これまで検討もしておりません。 被害認定調査のマニュアルについては、各市町のマニュアルに従う事を想定しているため、本会独自には作成しておりません。</p>	
佐賀会	<p>災害協定につきましては、佐賀県専門士業連絡協議会において佐賀県と締結しております。 今回の災害での要請はありませんでした。 推測ですが、県がこういった分野で活躍できるのか理解されていないのではと思っております。 分かりやすく、どんなところで活躍できるかをPRすることが今後の課題です。</p>	

大分会	<p>大分会では「個人事務所危機管理マニュアル」は作成していますが、「県会事務局向けのマニュアル」は作成していません。</p>
宮崎会	<p>当会では、災害時における各個人事務所や、当会事務局の危機管理マニュアルは作成してはません。</p> <p>宮崎県と宮崎県専門士業団体連絡協議会（七士会）で、「大規模災害時における相談業務に関する協定（H25.11.5）」を結んでおり、協議を行っています。</p>
鹿児島会	<p>危機管理マニュアルとして他会から提供頂いたマニュアルをもとに準備中です。</p> <p>内容におきましてはまだ精査されておらず、実働可能か検討中です。</p>
沖縄会	<p>沖縄会では現在3市と災害協定を結んでおります。</p> <p>幸いなことに沖縄においては甚大な被害はなく特別発動することなどはありません。</p> <p>那覇市の場合、「大規模災害発生時における相談業務の支援に関する協定書」として士業ネットワーク協議会と協定書を締結しております。</p> <p>士業は次のとおり</p> <p>弁護士会、司法書士会、社会保険労務士会、公認会計士協会、行政書士会、土地家屋調査士会、不動産鑑定士協会、税理士会、宅地建物取引業協会、中小企業診断士協会</p>
まとめ	<p>各会それぞれ行政との災害協定は締結している状況であるが、それに加えて各個人事務所や県会事務局向けの災害対策マニュアルや非常時の備蓄品の必要性、災害時に県会事務局で抱える情報等の保護について検討した。</p> <p>また、災害支援協定に基づき被害認定調査のマニュアルの有無についても検討した。</p>

6	議 題	筆界調査委員について
提案理由	福岡会	<p>現在、福岡会としては、81名の筆界調査委員の登録を行なっていますが、法務局からの推薦人数には達しておらず、制度発足当初から継続的に筆界調査委員として業務を行なっている先生も多数います。</p> <p>福岡会としては、現在の筆界調査委員の先生方の負担を軽減する為にも、新規の先生を推薦したいと考えていますが難しい状況です。</p> <p>筆界調査委員として10年間継続的に業務を行なって頂いた先生方には、総会の際に県会会長より感謝状の贈呈を行い、何とか継続的にも業務を行なって頂くことを検討しておりますが、他会に皆様は、どのような方法で筆界調査委員の確保を行なっていますでしょうか。</p> <p>また、年に1回は法務局主催で研修会が開催されていますが、その他にも各単位会として研修等のサポートは行なっていますでしょうか。</p>
熊本会		<p>現在の筆界調査員の数は49名です。</p> <p>法務局からの要請数は満たしております。しかし、顔ぶれはあまり変わらず長年継続しておられる方も多いようです。</p> <p>法務局主催の筆界調査委員研修会の他に、会の全体研修会や調査員研修会を数年おきに行っております。</p>
長崎会		<p>本会においても10年（5期）以上務めて頂いている先生方もいらっしゃいますが、その方々に対する表彰等については検討しておりません。</p> <p>人員の確保については毎年苦勞しておりますが、本年も何とか推薦人数を確保できたところです。</p> <p>今後は各支部長から推薦を挙げてもらうように、筆界調査員推薦委員会で検討したところです。</p> <p>会単位での研修は行っておりません。</p>
佐賀会		<p>当会でも同様に継続して委員となっている会員が多数です。単位会でのサポートはなく、新規で選任された委員さんに法務局にて研修されています。</p> <p>継続的な研修はありません。今後の検討課題です。</p>
大分会		<p>大分会では筆界調査委員の募集は業務部が行っています。</p> <p>筆界調査委員の総数は30名で半数の15名が2年任期の隔年改選となっています。</p> <p>改選年には業部長が個別に声かけをしています。</p> <p>大分会でも年に1回は法務局主催で研修会が開催されています。その他調査士会として筆界調査委員に対する研修会やサポートは実施していません。</p>

宮崎会	<p>当会の筆界特定調査員は、推薦人数に達しています。</p> <p>一昨年、筆界特定調査員の研修の際に、境界問題相談センターの運営委員・運営推進委員も参加を要請し、合同の研修を行いました。</p> <p>調査員の確保にあたっては一部要件の緩和を要請しているところです。</p>
鹿児島会	<p>鹿児島会は現在44名を筆界調査委員として登録しています。なるべく法務局からの依頼人数を確保していますが、順次持ち回りができておらず、福岡会と同じく継続して長年登録頂いている会員で成り立っています。</p> <p>これには根本的な解決方法がなく、地域ごとに支部長に推薦して頂いている状況です。やらない方と連続して行って頂いている方と両極端な状態です。</p> <p>興味がない、個人業務が忙しい事が理由に挙げられますが、全ての会員で法務局が望むスキルを持っているかも問題です。</p> <p>研修は同じく法務局主催の研修会で行っており、県会で筆界調査委員へ向けての研修、サポートは行っていません。</p>
沖縄会	<p>沖縄会では現在、筆界調査委員を52名派遣しております。ADR認定調査士は95名いまして会員の約50%です。個々の業務を行いながらの対応ですので、なかなか手がおらず支部ごとに支部長が説得して選出している感じです。</p> <p>妙案がないのでしょうか。</p>
まとめ	<p>各会が筆界調査員の確保に苦勞している状況であり、重任を重ねて頂いている会員が多いのが現状である。</p> <p>会によって担当部・各支部長が個別に連絡を取り、お願いしている。</p> <p>また、筆界調査員向けの研修会等についても検討した。</p>

7	議 題	狭あい道路解消の問題について
提案理由	長崎会	長崎会では今年度狭あい道路解消を進めるべく、政治連盟・公嘱協会と共に、議員の方々との勉強会を行い、防災面・災害復興面・暮らし易さの観点（人口減少対策）からアプローチを図っています。 他会において、同問題に取り組まれておりましたら、ご教授ください。
	鹿児島会	鹿児島県でも昔からの住宅密集地を中心に、道路幅員の規定に満たない狭あい道路が数多く存在しています。市町村で補助制度により後退用地の確保も行っていますが、ほとんど進んでいないのが現状です。 鹿児島会におきましても解消の手立てを検討して、防災の観点から狭あい道路問題を進めていく事にしましたが、県会だけでは困難な問題で、なかなか進んでおりません。 各県におかれまして、県または市町村と連携して解決策の検討や、公嘱業務として行ったなどの事例がありましたらご教示お願いします。
熊本会	天草市と公嘱協会天草支所と勉強会を行いました。 しかし、分筆登記等の依頼は今のところありません。	
佐賀会	政治連盟会長、公嘱協会理事長において、政策懇談会にてお願いしております。 公嘱協会での受託の事例はありますが単発です。各市町で、対応はばらばらです。	
福岡会	公嘱協会が主体で行っております。 福岡市では寄付・自主後退ともに測量代は市が負担しております。 予算の乏しい市町村では一律いくら等で推進しているところもあります。	
大分会	大分市では平成14年度に「狭隘道路の解消に向けた要綱の制定」がなされており、市道、準市道については調査測量分筆登記を道路建設課が公嘱協会に発注します。 基本的に個人負担はありません。 法定外道路の場合は、調査測量分筆登記は個人で行う必要があります。 年間1～2件程度の申請が出ているそうです。 申請代理人はハウスメーカーや設計士が多いそうです。 今後政治連盟が中心となって別府市、中津市、日田市等に大分市の事例を紹介しながらアプローチをする予定です。	
宮崎会	当会では、積極的な対応は行っていません。 各市において要綱が制定されている	

<p>鹿児島会</p>	<p>長崎会と同じく、政治連盟・公嘱協会と県会で登記困難防災委員会を立上げています。防災と事前復興のために進めていく予定ですが、まだ方向性も定まっていません。空き家対策、所有者不明土地問題、防災としての狭あい道路解消等につきましては単位会だけの取り組みだけでは到底解決する事はできず、法整備・公嘱業務拡充等へ向けて政治連盟との連携強化は重要であります。</p>
<p>沖縄会</p>	<p>2項道路については、セットバックし道路として提供する部分が個人所有地から出るわけですが、その後の分筆登記などを行っていない状況で適正な処理には至っておりません。</p>
<p>まとめ</p>	<p>市により既に要綱が制定されている場合においては、2項道路に関しては寄付を前提とした測量・分筆登記は市の負担や補助金が設けられており、公嘱協会に発注されているとの報告があった。</p> <p>各市町によって対応は様々ではあるが、公嘱協会・政治連盟を含め協議を行っている会もあり、アプローチを行っていくとの事でした。</p> <p>また、要綱ではなく、横浜市や岡崎市のような強制力のある条例の制定が望ましいとの意見があった。</p>

8	議 題	公嘱協会との関係について
提案理由	佐賀会	過去、会から公嘱協会に対して、助言や、指導等実施されたことはありますか？
熊本会	地震に関連する業務委託が終了してからは、助言指導等は行っておりません。	
長崎会	年1回政治連盟を含めた三団体協議会を開催しておりますが、特段助言・指導を行ったという記録は残っておりません。	
佐賀会	調査士会の会則において、事業第3条16において、公共嘱託登記の受託推進及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会に対する助言に関する事項とありますが、これまで特に会として活動しておりません。他県会において、何かあればお聞きし参考にしたいと思っております。	
福岡会	福岡会では、業務部傘下の制度対策委員会が年に数回会合を設けております。	
大分会	毎年連絡協議会を開催しています。	
宮崎会	<p>年1回、協議会を実施しています。</p> <p>土地家屋調査士制度70周年事業について、協力・提言をお願いしています。</p> <p>また、当会では業務部が主体で進めているが、70周年を前に公嘱協会と連携して研修会の開催を検討しています。</p> <p>調査士カルテMapを活用し、基準点の公開を検討している。</p> <p>14条地図作成事業の公募方法などについて協議したことがあります。</p> <p>公嘱にも宮崎県との災害協定を結ぶよう協議・提言したことがあります。</p>	
鹿児島会	<p>鹿児島会では助言・指導は行っておらず、公嘱協会との連携協議会を年に1～2回開催しています。</p> <p>研修会の連携、政治連盟との連携、その他共通業務における意見交換を行っております。</p>	
沖縄会	特にありません。	

まとめ	<p>ほとんどの会において、年数回の協議会を開催しており、政治連盟を含め公嘱協会との連携を図っているとの事だった。</p>
-----	---

9	議 題	土地家屋調査士インターンシップについて
提案理由	福岡会	<p>現在、全国的に名古屋法務局にて、土地家屋調査士の新規登録者に対するインターンシップを行なわれた事例がありますが、福岡会としても新規土地家屋調査士の方の多くの学びの場になると考え、昨年度から福岡法務局へ打診を行なっておりますが、法務局担当者からは、職員不足、筆界特定室の事件の増大、新たな法整備により新規業務との理由でスムーズな回答はいただけていない状況です。</p> <p>他会で同じような活動があれば、現在の状況を教えてください。</p>
熊本会		<p>業務研修部が担当して実施しています。</p> <p>これまでに4名の申し込みが 있습니다。</p> <p>募集方法は、青年会が実施する新人研修会において呼びかけています。</p> <p>期間は3ヶ月で、費用は1万円（保険料）で実施しています。</p>
長崎会		<p>長崎会においてインターンシップについては検討しておりません。</p> <p>以前、出前授業を受けていた生徒から土地家屋調査士事務所で働きたいとの希望があり、現在本会会長の事務所にて勤務していると聞いております。</p>
佐賀会		<p>会において対応するための規則等の準備はありますが、インターンシップを活用し実施したことはありません。</p>
大分会		<p>大分会ではインターンシップに関する情報を持っていませんので、担当者会同の時に詳しく教えてください。</p>
宮崎会		<p>当会では、インターンシップの制度はいません。</p> <p>新規登録者（予定者）が登録に際して事務局に相談し、受け入れ可能な事務所の紹介を得られる場合や直接会員事務所へ問い合わせを行い、その機会を得られる場合があります。</p>
鹿児島会		<p>県会の理事会でインターンシップ支援を検討した事があります。</p> <p>研修による調査士業務のスキル修得という形にするか、各事務所で数名ずつ引き取って修得するか受け手側のニーズもまちまちであり、実現していません。</p>
沖縄会		<p>特にありません。</p>

まとめ	<p>福岡法務局及び各地方方法務局において、調査士のインターンシップを行っているという報告はなかった。</p> <p>今後福岡法務局で実践されれば、各地方方法務局でも行われるのではと意見があった。</p>
-----	--

10	議 題	資料センターについて
提案理由	福岡会	地域の慣習等の資料を集めておりましたが、個人情報保護法との関係から会員向けホームページで開示することが困難となってきました。他会で同じような活動があれば、状況を教えてください。
熊本会	境界管理センターで、県内で実施された換地処分等の資料を収集しております。公開の方法等について検討中です。	
長崎会	長崎会においては、資料センターはありませんが、本会ウェブサイトの会員専用ページにて、地域の慣習等の情報を掲載しております。更新等はされておりませんが、現在まで個人情報保護法との関係で指摘された事はないので、当面掲載を続けていく模様です。	
佐賀会	当会では、ありません。	
大分会	大分会では資料センターはありません。	
宮崎会	<p>当会では、業務部が対応しています。</p> <p>当会では、資料センター検討委員会を立ち上げ、活動しています。</p> <p>現在宮崎県内では、ゼンリンのブルーマップによる地番調査が可能な地域が3市となっており、これに対応して各自治体の税務課が保管する大字図の提供を受け、この情報を提供できるよう（たとえば調査士カルテMap等で）準備・検討を進めています。</p> <p>地域の慣習について当会は、「田畑歩数極様 宮崎県の境界ことはじめ」としてまとめており、これらを会員に配布している。</p>	
鹿児島会	<p>鹿児島会でも資料センターを立上げ、市町村、その他団体から各種資料を集めて、ホームページではなく資料センター内で利用しています。</p> <p>資料については、分筆申告図など申告者の住所氏名等個人情報と思われる記述も含まれますので、利用に関しては自己責任で情報取得して頂くようにしています。</p>	

<p>沖縄会</p>	<p>資料センターでは、各調査士が個別確定した資料の提供を依頼して、個人情報が集積されていると思われませんが、なかなか協力は得られずデータは集まっていない模様です。</p> <p>仮に個別各調査士の確定データが集積されたとしても、今後は個人情報保護法の勉強会を執行部主導で行い、データの取り扱いについては慎重に協議されるものと思われます。</p>
<p>まとめ</p>	<p>資料センターについては、既に設立している会もあるが、個人情報保護法との関係から、その情報の取扱いや開示に課題があり、慎重な取扱い・管理方法等各会で協議が必要のようである。</p>

1 1	議 題	廃業した会員が有する業務に関する情報について
提案理由	宮崎会	<p>会員が廃業（死亡を含む）した際、会員が有していた資料・データ等の継承などはどのように行っているかご教示いただきたい。</p> <p>長く業務を行われていた会員であれば、保有する情報・データ等は膨大であり、近年問題となっている所有者不明土地・空き家問題に関連して、管理者や相続人に関する情報を有しているものがないとも限らない。</p> <p>個人情報に関連した法令に抵触する部分もあるかと考えるが、失われることでの社会的損失は否めないように考える。</p>
熊本会		
長崎会		<p>会単位で関与できる問題ではないと思いますが、調査士カルテM a pに関しては、廃業された会員が登録していた情報については、本会が継続して管理出来るようゼンリン社と契約しております。</p>
佐賀会		<p>過去、個人情報の研修で、承諾のない過去の資料の再利用は困難であると理解しております。</p> <p>ただ例外的に、急にお亡くなりになった会員の受託業務において、支部で協力して業務を遂行したことはあります。</p>
福岡会		<p>廃業会員のデータについては特に対策は行っておりません。</p>
大分会		<p>大分会では、廃業された会員が有していた資料・データ等について特別な対応はしていませんが、御子息が資格を取られて引き継がれるケースが多いのではないのでしょうか？</p>
宮崎会		<p>当会は、調査士カルテM a pを県会で契約しています。</p>
鹿児島会		<p>会員が亡くなられる前に、又は廃業の会員から調査士会・資料センターなどへ提供頂いたものは承継していくべきであるが、依頼者等の情報については受任当時の会員以外へ引き渡すことは出来ないと考えます。</p>

<p>沖縄会</p>	<p>個別案件で対応しているようです。 死亡により廃業した方は、最寄りの調査士へ資料を引き継いでいたり（今では個人情報保護の観点からはいかがなものか？）、資格はあるが開業していない方に当事務所を引き継いでもらったりしているようです。</p>
<p>まとめ</p>	<p>廃業した会員が有する資料・データ等は貴重かつ膨大であるが、個人情報保護法の観点から、そのデータ・情報の引渡しは困難と考えられる。</p>

1 2	議 題	筆界特定制度とADRとの連携について
提案理由	熊本会	法務局主催の筆界調査委員研修会とは別に、全体研修会及びADR研修において筆界特定登記官を講師に研修を行っています。 他県会の実情を教えてください
	佐賀会	法務局からの依頼で、ADRの案件になった事案がありますか。 又、研修会等連携していることがありますか。
	福岡会	ADRと法務局もしくは筆界特定制度との連携について他会の状況を教えてください。
長崎会	<p>昨年度は連携方策に基づき、ポスター・共同リーフレットの制作・配布を行い、本会及び長崎地方法務局のウェブサイトの相互リンクの設定等を行いました。ポスター・リーフレットの制作費用は全て本会負担。</p> <p>連携方策に基づき、昨年度1件だけ筆界特定室からセンターへの紹介案件がありました。事前相談のみの対応で完了し、調停等までは進んでおりません。</p>	
佐賀会	<p>年一回の打合せ協議（勉強会）は実施しております。</p> <p>その他、特に何も無いので、他県会の事例を参考にしたいです。</p> <p>追記、現在長崎会の作成したポスターについて、法務局と協議し作成する予定です。費用は調査士会負担。</p>	
大分会	<p>研修会については、法務局が1年に1回、筆界調査委員対象の研修会を開催していますので、昨年度は筆界調査委員以外の認定調査士も参加しました。</p> <p>毎年1回「連絡協議会」を開催していますが、なかなか議題がなくて有意義な会議が行われているとは言い難いところがあります。</p> <p>昨年度の協議では</p> <ul style="list-style-type: none"> ①お互いのホームページにリンクを貼った。 ②法務局の電光掲示板にお互いの制度の説明等のスライド表示を行う。 ③法務局で配布する封筒にお互いの制度についての説明を載せる事を検討する等の協議ができた。 <p>法務局からの依頼で、ADRの案件になった事案は有りません</p>	
宮崎会	<p>年1回程度、筆界特定室との協議を行っている。</p> <p>過去、全体研修やADR研修において、登記官（表専）が講師をしていただいた。また、会員と同様に研修に参加していただいた事例がある。</p> <p>一昨年、筆界特定調査員の研修の際に、境界問題相談センターの運営委員・運営推進委員も参加を要請し、合同の研修を行った。</p>	

<p>鹿児島会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 連携協議会は、年3回実施しており、調査士会4～5名、弁護士会1～2名、法務局3名で協議している。(90分程度) 協議内容は、各機関の現状報告、具体的連携の方策について、境界トラブル休日無料相談所について、広報パンフレットの作成について等を協議している。 2 境界トラブル休日無料相談所は、調査士会主催、法務局及び弁護士会共催で毎年11月最終日曜日に県内3ヶ所で開催している。今年は、広報を強化することになり、法務局が告知用ポスター・チラシの作成・配布、各市町村への広報誌掲載や防災無線等の依頼を担当し、調査士会は会場の選択・交渉、要綱の作成、県内全マスコミや官公署への告知依頼を担当、弁護士会も告知を行う等の作業を行っている。 3 筆界特定・ADR両制度とも、市民への広報が不十分ではないかとの反省から、今年度、3者による共通広報委員会を設置し、印刷会社の助言ももらいながら、市民に解りやすい共通パンフレットの作成を企画している。 4 研修会については、例年、法務局筆界特定登記官を講師に招いた研修会を実施しており、調査士会研修会の案内も法務局に告知し、聴講を勧めている。 5 両制度利用を活性化させるため、筆界特定後の杭打ち簡易調停が可能となるようセンター規則等を改めたが、現行では調停成立費用が無料となる以外にメリットはないことから、調停申立費用についても、軽減できないか検討している。また、双方の制度を併用しながら境界トラブルを解決するにはどのように改善すべきかについて、弁護士会も交えて検討していく。 6 連携に関わる人員の費用、パンフレット作成費用、相談会の諸費用等は全て3者による負担である。
<p>沖縄会</p>	<p>筆界特定制度との連携については、法務省主導で互いに情報共有できるように前年度通知された。</p> <p>それについては筆界特定登記官と境界相談センター長で確認し、その運用方法を、センター構成員を対象に講習したが、連携案件には至っておりません。</p>
<p>まとめ</p>	<p>各会連携協議を行い、当該連携についての広報手段等を企画・実践している。また、法務局職員の研修会への講師要請や参加等を行い、両制度への理解を深めている会もあり、今後参考にさせて頂きたいと感じた。</p> <p>次年度以降は、各会実践した広報活動の結果を調査し、今後の周知活動の方向性を検討できればと思う。</p>

13	議 題	認定調査士の取得状況について
提案理由	福岡会	会員の認定取得状況（取得割合、毎年の取得者数など）各会の状況を教えてください。 また、認定取得数向上のための対策はなにかされているのでしょうか？
熊本会		現在、認定調査士の数は111名です。取得率は40%です。 2017年を最後に受講生はありません 取得数向上のための対策は行っていません。
長崎会		現在会員数206名 内認定取得者70名 約34%です。 新入会員登録時に認定取得を促すのみで、特段対策は行っていません。
佐賀会		特に対策していません。認定調査士の人数 42人 取得率38.5%
大分会		現会員数173名 内 取得者数71名 取得割合=41.0% 年度別合格者数（退会者を含む） H17年度 20名 H22 7名 H27 4名 H18 5名 H23 7名 H28 5名 H19 4名 H24 5名 H29 0名 H20 9名 H25 0名 H30 2名 H21 8名 H26 3名 認定取得数向上のための対策については、研修会等で認定調査士の重要性などの説明を行い、取得を促しています。
宮崎会		令和元年5月28日時点で、会員数192名に対して88名が取得済みである。 本年は、2名の申し込みが確認されています。 当会は、事務局が未取得や新人の会員に対して案内しているという状況にあり、積極的な対策等は行っていません。
鹿児島会		鹿児島会会員総数 306名 認定土地家屋調査士 87名（連合会登録者） 28% 認定資格者 20名（未登録者） 近年はほぼ新人が取得を目指すのみで、数名ずつ取得している。 認定土地家屋調査士活用のため、境界問題相談センターの事前相談（有料）事務所への登録推進と相談の紹介を行っている。

<p>沖縄会</p>	<p>沖縄会においては会員 185 名中、95 名が取得しております。 前期は対象者が多く、研修も沖縄県内で受けることができましたが、最近では受講希望者が少なく、中央での受講になるため受講者がいません。</p>
<p>まとめ</p>	<p>全国的に見ても特別研修の受講者数は減少しており、その為受験会場が減少し、中央実施型へ移行、結果として地方からの新規受講者数の減少と悪循環になっている。 各会とも新入会員への認定取得を促す程度の対策がほとんどであり、認定取得者数の向上について、抜本的な対策は見出せていないのが現状である。</p>

14	議 題	社会事業部の事業について
提案理由	熊本会	<p>主な事業として、相談会、出前事業、他士業との交流等を実施。 他に実施されておられる事業があれば教えて頂きたい。</p>
	長崎会	<p>今年度より長崎会では、将来における会員数の減少を懸念し、事業のスリム化を進めております。 これまで別の部であったADRセンターを社会事業部内に位置付け、役員・部員の削減と、社会事業部とADRセンターの事業の見直し等を行っております。 他会におかれまして、同様に事業計画の削減・縮小・見直し等を行っておられましたら、内容等ご教授ください。</p>
佐賀会		<p>会員数減少は、喫緊の課題です。 役員の削減と事業計画の縮小は必須だと考えています。</p>
福岡会		<p>福岡会では下記の9項目を主な事務としております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 境界問題解決センターの運営 2. 専門研究所 3. 社会連携講座 4. 専門職団体連絡協議会 5. 境界の鑑定 6. 境界に関する資料管理 7. 筆界特定制度 8. 災害協定 9. その他公共・公益に関する事項
大分会		<p>大分会の主な事業は下記のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 境界問題相談センターの運営 2. 境界紛争解決センターの運営 3. 筆界特定制度との連携 4. 法テラスとの連携 5. 災害協定に基づく支援体制の運営 6. 空家対策特別措置法に関する事項 7. 九士業無料相談会への参加 8. 各種会合への参加

宮崎会	<p>当会には認証を受けた境界問題相談センターがあり、発足当時は当会及び社会事業部とは別組織でした。</p> <p>認証取得にあたり会則の修正がなされ、社会事業部に位置づけられました。</p> <p>当会では、事業・部員の縮小は検討されておらず、前述の境界問題相談センターにおいてはセンター長以外に、運営委員・運営推進委員を設け、次世代育成を進めています。</p>
鹿児島会	<p>熊本会へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会貢献活動として、相談会、出前授業、他士業との交流等を実施している。 ・ 災害協定締結の推進として、各支部と市町村の新規締結への支援、締結済み市町村との意見交換、被害調査支援 ・ 筆界特定制度と調査士会ADRとの連携支援として、筆特・ADR連携協議会への参加支援、法務局との無料相談会への担当者派遣 ・ 14条地図作成業務への支援として、次年度14条計画地区の基準点配置計画の作成支援（前回、九州ブロック沖縄開催で議題に上げて頂きましたが、鹿児島会のみ実施） <p>以上を事業として行っています。</p> <p>長崎会へ</p> <p>現在は将来へ向けての見直しは行っていません。</p> <p>簡素化への取り組みがありましたら、教えてください。</p>
沖縄会	特にありません。
まとめ	<p>各会の社会事業部の業務分掌については多少の差異があるが、主に境界問題センターや筆界特定制度との連携、災害協定等を担当している会が多い。</p> <p>社会事業部の事業としては比較的対応が難しい業務が多いが、担当者会同等の協議の場を有効に利用し、各会の業務へ生かしていきたい。</p> <p>将来の会員減少を危惧し、その検討・対応を進める会もあった。</p>